

「ポテトサラダ商品等表示」不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成27(ワ)28027・平成28年4月28日（民46部）判決<請求棄却>

【キーワード】

商品等表示の周知性（法2条1項1号）、表示の類否と誤認混同のおそれ、
外観・称呼・概念の異同

【事案の概要】

本件は、別紙原告商品目録記載のとおりの表示（以下「原告表示」という。）がされた商品（以下「原告商品」という。）を販売している原告が、別紙被告商品目録記載のとおりの表示（以下「被告表示」という。）がされた被告商品を販売している被告に対し、周知の商品等表示である原告表示と類似する被告表示を使用した被告商品の販売等をする不正競争行為（不正競争防止法2条1項1号）をしていると主張して、①同法3条1項、2項に基づき被告商品の販売等の差止め及び廃棄、②同法4条及び5条1項に基づき損害賠償金838万8000円及びこれに対する不法行為の後（訴状送達日の翌日）である平成27年10月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告（ケンコーマヨネーズ株式会社）は、サラダ類、マヨネーズ類、ドレッシング類、ソース類の製造、販売及び輸出入業等を目的とする株式会社である。

イ 被告（カネハツ食品株式会社）は、食料品の加工及び販売等を目的とする株式会社である。

(2) 原告商品及び被告商品の販売

原告は平成25年9月18日頃から原告商品を、被告は平成27年2月10日頃から被告商品をそれぞれスーパーマーケット等で販売している。

2 争点

- (1) 原告表示の周知性
- (2) 原告表示と被告表示の類否及び誤認混同のおそれの有無
- (3) 損害額

【判 断】

事案に鑑み、争点(2)から判断する。

1 争点(2)（原告表示と被告表示の類否及び誤認混同のおそれの有無）について

- (1) 原告表示と被告表示の各構成は別紙原告商品目録及び被告商品目録に示

されたとおりであり、これらを対比すると、次のとおりである。

ア 外観

原告表示と被告表示は、①縦長の角丸長方形のスタンドパウチであって左右に切れ込みがある包装に表示されていること、②両表示の背景が濃紺色を基調としており、背景の部分が表示全体の約半分を占めること、③左上部に販売元を表す標章が表示されていること、④上下半分の位置より上部に商品名が明朝体の白抜き文字でまとまりよく配置されており、その商品名中に「お酒に」「合う」及び「ポテト」の文字があること、⑤上記各商品名の直下に容器に盛られたサラダの画像が表示全体の半分弱の大きさで配置され、当該画像の一部が透明で内容物が見えるようになっていること、⑥下部に「要冷蔵」の文字が表示されていること、以上の点で共通する。

他方、両表示は、少なくとも、①背景色が原告表示は上記サラダの画像の上部周辺は青白くなっており、その周辺から濃紺色へと段階的に変色されているのに対し、被告表示は最上部の濃紺色から最下部の青白色へと段階的に変色されていること、②原告表示の最上部には黄色の横長の長方形が破線状に配置されていること、③商品名を表示する部分が原告表示は1行目が「サラダのプロがつくった」、2行目が「お酒によく合う」、3行目が「ポテトサラダ」の文字であり、下の行になるにつれて段階的に文字が大きくなるのに対し、被告表示は1行目が金色の装飾罫で囲まれた中に「大人の」「ポテサラ倶楽部」の文字が2段に分けて同色で記載されており、2行目が「お酒に合う」、3行目が「アンチョビポテト」の文字であり、2行目と3行目がほぼ同一の文字の大きさであること、④上記サラダの画像が原告表示はボウル状の容器に盛られたサラダの画像であり、上記容器部分のほぼ全体が透明になっていて、画像に重ねて濃紺色の「s a l a d」の文字、ワイングラス及びビールグラスの図のほか、説明文言が配置されているのに対し、被告表示は白色容器に盛られたサラダの画像であり、その画像にはオリーブ3切れが含まれていて、その右部分に正円状の比較的小さな透明部分が設けられていること、⑤左上部に表示された標章が原告表示は原告の、被告表示は被告の各会社名の一部を含むこと、⑥最下部が原告表示は左側に「要冷蔵」、右側に「172kcal」の文字が各配置されているのに対し、被告表示は左側に賞味期限等、右側に赤地に白抜きの「要冷蔵」の文字等が各配置されていること、以上の点で相違する。

イ 称呼及び観念

原告表示からは、少なくとも、「さらだのぷろがつくった おさけによくあう ぼてとさらだ」の称呼と、「プロの料理人が作ったのと同様の味がする、お酒に合うポテトサラダであること」との観念が生じる。被告表示からは、少なくとも、「おとなのぼてさらくらぶ おさけにあう あんちょびぼてと」の称呼と、「大人向けの味付けがしてあるお酒に合うアンチョビ入りポテトサラダ」との観念が生じる。

(2) 以上を前提に検討するに、両表示の外観の共通点（上記①～⑥）は、背景の基調色が濃紺色であり、おおむね上部に販売元を示す標章及び商品名、中央部にポテトサラダの画像、下部に「要冷蔵」その他の文字を配置している点にある。ところが、背景の基調色が濃紺色であること自体が原告の出所表示機能を果たすものでないことは原告が自認しているし、上記の配置は、証拠（甲34の1）及び弁論の全趣旨によれば、少なくとも平成27年1月頃の時点で縦長の角丸長形状のスタンドパウチの包装の商品において上部に販売元及び商品名、下部に商品のイメージ画像その他のものを配置する構成による商品表示を採用したものが多数存在したと認められることに照らすと、ありふれたものであるといえることができる。

その一方で、相違点（上記A～F）は、表示の約半分を占める背景部の変色の態様が大きく異なり、上部においては、原告表示のみに背景色である濃紺色と色相が大きく異なる黄色の太破線が見られ、被告表示のみに金色の「大人のポテサラ倶楽部」の文字が見られるなど、表示全体の半分を占める部分に目立った相違がある。また、中央部にある表示全体の半分を占めるポテトサラダ画像を見ても、原告表示にのみ「s a l a d」の文字が大きく書き加えられている一方で被告表示にのみオリーブ3切れが表示されているなど、一見して判別し得る相違が見られる。

加えて、称呼及び観念については、「おさげに」「あう」「ぽてと」との点は共通するが、これらは商品内容を説明するにとどまるものであり、全体として比較すると相違する部分が多いといわざるを得ない。

そうすると、原告表示と被告表示の共通点は原告表示として出所表示機能を果たすものでないかありふれたものである一方、相違点は需要者が一見して識別することができる差異で、需要者に異なる印象を与えるものであるといえることができるから、取引者又は需要者が両表示の外観、称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両表示を類似のものとして受け取るおそれがあるとは認められない。

したがって、被告表示が原告表示に類似するということとはできない。

(3) これに対し、原告は、①外観につき、輪郭、背景並びに商品名表示及びポテトサラダ図形部分の具体的配置及び態様が共通であって共通の印象が一層強まっており、背景の変色の態様や商品名部分の段数等の相違は一般消費者の一般的な注意力では見分けが付け難い差異にすぎない、②称呼及び観念につき、一般消費者は「お酒によく合う」「お酒に合う」の文字部分を重視して商品を認識及び記憶することが十分に考えられるから、原告表示の「お酒によく合う」部分及び被告表示の「お酒に合う」部分は「おさげに」「あう」の点で各称呼が共通し、各観念が極めて紛らわしい、③被告表示の原告表示にない「大人のポテサラ倶楽部」という文字等は商品表示のイメージを構成する主要な部分でないと主張するが、以上に説示したところに照らし、いずれも採用することができない。

2 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、原告が、原告の商品表示と類似する商品表示を被告が使用して被告商品を販売等する行為は不競法2条1項1号に該当する不正競争行為であると主張し、差止めと廃棄と損害賠償の請求をした事案であるところ、原告の主張は最初から無理な論理というものであったと思う。

原告は、原告の商品表示と被告のそれとの対比を端的に、外観・称呼・觀念に分けて分析しているが、これは通常、商標の類否判断を行うときの常套手段である。

しかしながら、これらの手段によっていろいろ考えてみても、一般需要者には、両者の商品表示が類似していると認識するとは到底言えないほど、両表示は基本的に別異のものであるといえるのである。

2. それでも原告が訴訟に踏み切ったのは、原告からの強い要望なのか、原告代理人らの強い信念なのかわからない。

[牛木 理一]

(別紙)

被告商品目録



(別紙)

原告商品目録

